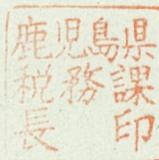


平成27年11月19日

県内各事業者団体の皆様へ

鹿児島県総務部税務課長



### 産業廃棄物税についてのお願い

本県の税務行政につきましては、格別な御協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てることを目的として、平成17年4月から産業廃棄物税を導入しております。

産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出時に通常の処理料金とは別に、焼却処理施設へ搬入する場合1トン当たり800円、最終処分場に搬入する場合1トン当たり1,000円の税率で産業廃棄物を排出する事業者の方々にご負担いただくものであり、焼却処理業者や最終処分業者を通じて、県に納めていただくこととなっております。

また、焼却処理業者は焼却処理後の灰等の残渣を最終処分場に搬入するため、産業廃棄物の排出事業者が焼却処理業者に処理を委託する場合には、通常の処理料金と産業廃棄物税（1トン当たり800円）のほか、焼却処理後の残渣相当分に係る産業廃棄物税相当額（1トン当たり最大200円）を上乗せして支払っていただく必要があります。

つきましては、各事業者の皆様におかれましても、産業廃棄物を排出する際は、本税の趣旨をご理解いただき、納税についてご協力をいただきますようお願いします。

なお、詳細につきましては、県庁税務課又は最寄りの地域振興局・支庁県税課等にお問い合わせいただくか、県のホームページをご覧ください。

#### 連絡先

県庁税務課 間税係 岡田

Tel 099-286-2202

Fax 099-286-5514

# 産業廃棄物税のあらまし

循環型社会の形成を目指して、産業廃棄物のなお一層の排出抑制や減量化、再生利用などを促進するため、鹿児島県では平成17年度に産業廃棄物税を導入しました。

## 税の概要

産業廃棄物を

**最終処分場** に搬入する場合

**1,000円／トン**

**焼却施設** に搬入する場合

**800円／トン**

を、最終処分業者又は焼却処理業者を通じて、県に納めていただきます。

\* 産業廃棄物が中間処理を経て最終処分場・焼却施設に搬入される場合、中間処理後の処分・処理に係る税負担は、排出事業者が中間処理業者に支払う処理料金に上乗せされることになります。

\* 自ら最終処分や焼却処理をする場合は、直接、県に申告納税していただきます。

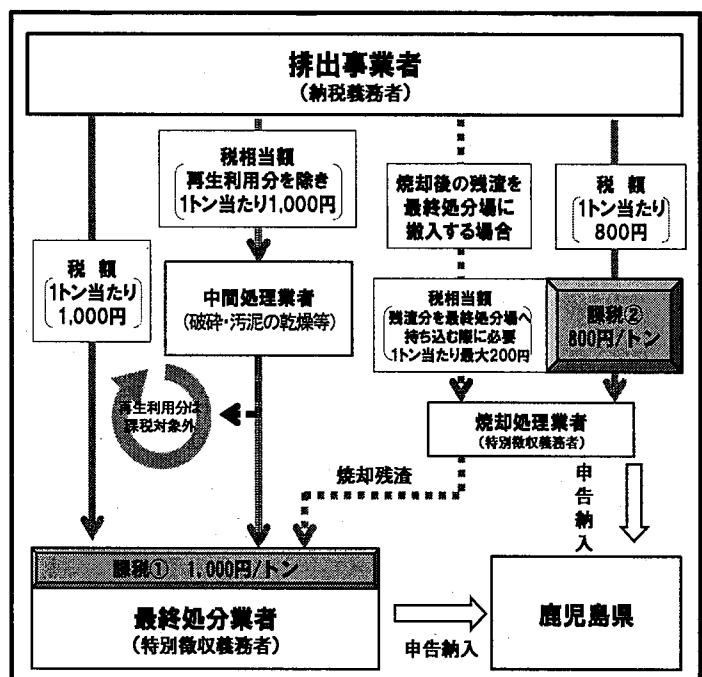
## 税収の使い道

- ・廃棄物の適正処理や減量化・リサイクル促進の啓発
- ・排出抑制、リサイクル等に係る研修会の開催
- ・処理業者が設置する計量器整備への助成
- ・産学官連携による産業廃棄物処理技術開発等への支援
- ・リサイクル製品の普及・啓発
- ・産業廃棄物の不法投棄の防止や原状回復 など

## 税額の計算例

- ・焼却施設に1トン搬入し、焼却処理後の残渣を最終処分場へ0.2トン搬入する場合

焼却施設搬入への課税 : 1トン × 800円 = 800円  
最終処分場搬入への課税 : 0.2トン × 1,000円 = 200円  
合 計 (排出事業者の方にご負担していただく税額) 1,000円



## お問い合わせ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

税額や納税方法に関すること 鹿児島県総務部税務課 TEL 099-286-2202  
税収の使い道に関すること 鹿児島県環境林務部廃棄物リサイクル対策課 TEL 099-286-2594

県のホームページもご覧ください！ <http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/zei/index.html>